

別添2 要望事項・確認事項

No.	分類	現状	要望事項・確認事項
1	戸籍の附票の除票のデータ移行について	現在オープン系の戸籍・戸籍附票システムで管理している附票データとは別に、ホストコンピュータ上で稼働するシステムで管理している戸籍の附票の除票データについて、将来的にホストコンピュータを廃止する予定であることから、標準仕様書の実装必須機能として挙げられているとおり、BMP形式に可逆変換できるイメージデータ（TIFF）に変換し、標準準拠の戸籍附票システムにデータ移行することを想定している。	移行データ作成は本市で別途行い、現行の戸籍システムに移入する想定であるが、状況により標準準拠の新システムに直接除票データを移入する可能性もあり、状況によりDBの容量拡張が必要になる。なお、移行対象データは最大で25万5千件程度を見込んでいる。
2	システム関連業務に関する事業者としての取り組み体制について	これまで本市は、ホストコンピュータで独自開発したシステムを運用してきた関係から、システム関連作業が属人化しており、運用・保守に支障をきたしている。	戸籍・戸籍附票システム関連業務、特に除票関連については、特定の人物の知識・経験に依存するのではなく、対応マニュアルを整備するなど、事業者全体による組織的な取り組みを要望する。
3	コンビニ証明書発行サーバとの連携について	戸籍システムの標準化以降も、富士通株式会社製のコンビニ証明書発行サーバを継続的に利用し、コンビニから戸籍謄本等を取得可能とする想定である。	戸籍システムと富士通株式会社製のコンビニ証明書発行サーバとの連携が問題なく継続できるよう、富士通株式会社が指定するレイアウトでの連携データの作成、もしくはデータコンバートを要望する。